

関における夜間・休日接種など、接種しやすい環境整備を進めるとともに、副反応への対応体制を整備したことが、接種への安心感につながった。加えて、宮崎市では独自事業として男子への HPV ワクチン接種費用助成を実施しており、接種率向上に向けた先進的な取り組みを行っている。

鹿児島県医師会＞

鹿児島県は HPV ワクチン接種率が全国でも低い状況にあり、普及啓発の強化が課題となっている。令和 5 年度から県医師会、県産婦人科医会と連携し、ポスター・リーフレットの作成、県民公開講座の開催、市町村への要望活動などに取り組んでいるが、接種率の向上には至っていない。

今後は、宮崎県の先進的な取り組みも参考にしながら、行政による積極的な接種勧奨や関係

機関との連携強化を図り、接種率向上に取り組んでいく必要がある。

沖縄県医師会＞

県内の各地区の取り組みとして、キャッチアップ接種終了をきかっけに、令和 7 年に北部地区 2 カ所、中部地区 1 カ所、那覇地区 2 カ所にて HPV ワクチンの集団接種会場を設置し、接種率の向上に努めている。

6 次期開催地及び当番の選出

次期開催地及び当番県として、佐賀県医師会が選出され、鹿児島県医師会 志田正典会長より挨拶が述べられた。

7 閉会

沖縄県保健医療介護部の國吉保健医療総務課長より閉会が宣言された。

お知らせ

沖縄県医師会会費減免制度について(ご案内)

本会では高齢・疾病・出産育児等の事由による会費減免制度を設けております。下記減免手続き等、詳細については本会事務局までお問い合わせください。

減免事由	疾 病	出産・育児	卒後5年間	高 齢
対象者	傷病等により医療機関を1か月以上にわたって閉鎖若しくは診療に従事しない会員	出産された(これから出産予定の)女性会員で、出産・育児休業取得者(日医は休業取得・未取得は問わない)	すべての会員	年齢が満77歳に到達した会員
減免期間	閉鎖若しくは診療に従事しなくなった翌月から再開若しくは再従事するに至った月まで。その期間に応じ、月割計算の方法によって算出した額が免除となる	出産した日の属する年度の翌年度1年間 例:令和7年4月1日に出産した場合→令和8年度が減免	医学部卒業後の5年間(年度単位)	年齢が満77歳に到達した翌月から免除。但し、2名以上の医師がいる施設においては、1名はA会員の会費を納入する
申 請	必 要	必 要	必 要	不 要
添付書類	診断書	母子手帳の写	不 要	不 要

※本減免制度の利用を希望する場合は、当該年度の1月末までに申請ください。

【問合せ先】沖縄県医師会 経理課 TEL: 098-888-0087